

寒河江市重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅重度身体障害者に対して入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つことにより、在宅福祉の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、自宅において入浴が困難な環境にある重度の身体障害者のうち、本人又は家族が入浴を希望するもので、かつ、医師が入浴することを可能と認めたものとする。

(サービスの内容)

第3条 自宅での入浴が困難な重度身体障害者の家庭に訪問入浴車で訪問し、入浴サービスを提供するものとする。

(事業の委託)

第4条 この事業は、介護保険指定訪問入浴介護事業者に委託して実施するものとする。

(申請)

第5条 訪問入浴サービスを利用しようとする者は、重度身体障害者訪問入浴サービス利用申請書(様式第1号)に重度身体障害者訪問入浴サービス実施要否証明書(様式第2号)を添付して市長に申請しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに審査し、利用についての可否及び程度を決定し、重度身体障害者訪問入浴サービス決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、重度身体障害者訪問入浴サービス委託書(様式第4号)を委託先に提出するものとする。

(利用の回数)

第7条 この要綱に基づく事業を利用できる回数は、年間53回までを限度とし、その範囲内であれば、実情に応じ週3回まで利用することができる。

(費用の負担)

第8条 利用者が1回につき負担すべき額は、介護保険訪問入浴に係る介護報酬により算定した額の1割とし、委託先へ直接支払うものとする。ただし、生活保護世帯に属する者が利用する場合は、これを減免することができる。

(健康の管理)

第9条 訪問入浴車派遣により入浴介助を行う際は、原則として看護師の資格を有する者が、入浴の前後において体温、脈拍、血圧測定等を行い、対象者の健康管理に十分

留意するとともに、主治医との連絡方法を確立しておくものとする。

(委任)

第11条 市長は、事業の実施に関し、権限に属する事務を福祉事務所に委託する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、訪問入浴サービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

様式第2号

重度身体障害者訪問入浴サービス実施要否証明書

対象者 住 所
氏 名
生年月日

血 圧 測 定		
入 浴 状 況	入 浴 適	入 浴 不 適
清 拭 状 況	清 拭 適	清 拭 不 適
感 染 性 疾 患	有 ・ 無	
備 考 (入浴に際して の注意事項等)		

上記の所見により、現時点において上記のとおり証明いたします。

年 月 日

医師 住 所

氏 名

Ⓔ

重度身体障害者訪問入浴サービス決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

寒河江市福祉事務所長

年 月 日付で、申請のありました訪問入浴サービス利用について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 利用決定します

(1) 対象者氏名

(2) 開始年月日 年 月 日

(3) サービスの程度 月 回

(4) 利用料 1回 円

2 利用できません

(理由)

様式第4号

重度身体障害者訪問入浴サービス委託書

第 号
年 月 日

殿

寒河江市福祉事務所長

派遣 対象者	住所	寒河江市 ☎ ()		
	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
開始年月日	年 月 日			
サービスの程度	月 回			
備考				

※添付書類 …… 重度身体障害者訪問入浴サービス実施要否証明書の写し